

【 令和7年度第2回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和7年7月29日（火）13：15～15：00

場 所：中標津町役場 3階 1・2号委員会室

出席者：13名（中標津町自治推進会議委員7名、ファシリテーター1名、事務局5名）

傍聴者：なし

<会議次第>

- 1 開会
- 2 会長挨拶
委員紹介
- 3 議題

町民憲章 唱和



（昭和40年7月1日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るいまちなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、まちなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

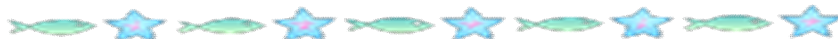
※ 議題に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

- (1) 対話の場づくり（6/23 睦町内会との意見交換）の振り返りと確認について
- (2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換
- (3) 次回の勉強会について
- (4) 今後のヒアリング先について
- (5) その他

- 4 閉会

<配付資料>

- ① 会議資料1：自治の担い手との対話の場（睦町内会） 進行表
- ② 会議資料2：【睦町内会との意見交換会 答申ポイント東田案】



<会議結果報告>

1. 開会
2. 会長挨拶

委員紹介（熊谷昌仙委員）



3. 議題

〔進行：東田ファシリテーター〕

※ 前回の振り返りと本日の議題確認

東田ファシリテーター

📌資料2について

【睦町内会との意見交換会 答申ポイント東田案】

意見交換の場に出た意見の内容などを、来年の答申にどうつなげていけばいいか、条例改正が必要かそうでないか、呼び水として意見や考えを出して行ってほしい。

📌今回の勉強会の目標は、前回の残りの第2章第7条～、第9章とできれば第3章と4章。

📌“答申ポイント”を考えて、次々回のヒアリング先を決めたい。



(1) 対話の場づくりの振り返りと確認について

《進行について》（資料1）

東田ファシリテーター

睦町内会との意見交換のような進行でよかったかどうか、参加した委員の意見をききたい。

各委員

- ・ テーブルのない、対面式でよかったと思う。
- ・ 議題と意見が前後したり混ざり合ったりしていたので、板書が大変そうだった。

★ 次回からもこの進行表を進めることで了承

《内容の振り返り》（資料2）

委員

中標津町内在住の外国人について調べたところ、労働関係の分野の方が多いが、今回対象となった町内会の外国人はどの立場の方々か？

会長

睦町内会は、岩谷学園（日本語学校）に通っている学生の寮がある町内会。
寮に住んでいる外国人は、日本語を学ぶことを目的に来ている留学生たち。

東田ファシリテーター

睦町内会は、学びたいから積極的にコミュニケーションを取ろうとする留学生がいるエリアにある町内会で、「自分たちは良かった」ことも含めてお話を聞いてきた。

対話の後、委員で話をしたところ、“違う分野の人たちだったら雰囲気は違うかも”という感想が出た。

意見交換の中でも町内会の方から、この子たち（日本語学校生）だからこそ楽しいし、「いい日本だったな」「なんか喋ってよかったな」と思ってもらいたい、「行事に来たあの子どうして

るかね」との話題が出ると話されていた。

参加した委員の感想

- ・外国の人に対して否定的な意見がもっとあると思っていた。
日本語を学びに来ているからうまくいっているのではないか、少し立場が変わったり、何か一つトラブル起きた場合、それがいざこざになってギクシャクしたりするのかなと感じたので、限定的な範囲から広げて、日本語学校だけじゃない分野の外国人の肌感覚みたいなものもあった方がいいかなと思った。
自治基本条例に取り込むにあたっては、まだ少し薄いような感じがした。
- ・町内会の行事に誘っていただいたが、用事があり行けなかった。
行事に参加して交流の様子を見られればよかったかなと思った。
- ・お互い深くなりすぎずに、いい距離間でお付き合いをしているのかなと感じた。
- ・町内会、寮の中にそれぞれキーパーソン（つなぎ役）がいて、だからこそスムーズに進んでいるのではないかなと思った。
それがもし、片方だけだったり誰もいなかったりするとどうなるのだろうと思った。
- ・町内会の活動については、“子ども対象のお祭りをやめた”などの暗い話題が出てきた。
- ・町内会の課題についてはきちんと取り組みたい。自治基本条例にある以上、対策が必要だなと思った。

東田ファシリテーター

資料2の答申のポイントは、私自身が考えていくために整理した。

今回の意見交換で、外国人との付き合い方や現状の課題など睦町内会が思うところはわかったが、すぐに条例改正につながる課題ではなかったと思う。

〈次へのステップとして〉

～留学生以外の外国人を受け入れている方たちのへのヒアリングは必要か？～

参考：中標津町にいる外国人の数

留学生、技能実習生等を含む外国人の町内の人口は、中標津町民の約1%だが、300人は超えている。

その内留学生は約120人。留学生ではない外国人のほうが多く住んでいる。

各委員からの意見

- ・いきなり事業者と意見交換は難しいと思うので、実際に外国人を雇っている事業者にアンケートをとるのはどうか。
- ・雇用している事業者には、農家の方が多い。
- ・中標津町に永住するような外国人、例えば、技能実習生などに“中標津町はようになっていくといいのか”を聞いた方がいいのでは。
- ・条例の中に詳しく外国人のことは書いていない。
- ・外国人に触れている第9章 連携及び交流 第36条（国内外との交流）は、外国の人が来て研修するぐらいの意味合いなのではないかと思う。
- ・今年から計根別農協に外国人が2人働いている。とてもよく働いてくれている。

東田ファシリテーター

この条例を作ったのは10年以上前で、今のように外国人はいなかった。

5年ごとの見直しにおいて、今期は少し調べて、条例改正まではいかなくても、解説書は修正した方がいいのではないかと考えている。

委員

外国人は絶対増えてくると思う。町民もそういう人たちの国の文化等も知りつつ付き合っていかなければならないと思う。条例の中に何か文言を入れた方がいいような気がする。

委員

賛成。

東田ファシリテーター

次へのステップとして、次のことをおさえておきたいと思う。

- 地域がどうしたらいいか、もしくは事業者が受け入れてみてどうだったか、永住する外国人がどうしているかというようなことを少し考えていったほうがいいのではないか。
- 事業者と意見交換するのであれば、あてはある。(計根別農協?)
- 毎回ヒアリングを行った後、答申のポイントはどこなのか、どのように解説書等の文言を変えていかなければならないのかというイメージ出しをして終わらせたい。

(2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換

・第2章 第7条・8条、第9章を音読し、自由に意見を出し合う

☆第2章 基本原則に基づく制度

第7条・8条(町民参加の機会の確保)について

東田ファシリテーター

第7条は「町民参加を求めるものと求めないものがある」ということが書いてある。

法律とか、政令に基づくものを書いているので、言い回しが難しい。

○第7条第1項の最後〈町民参加を求めないことができます。〉(5行目～6行目)は言い回しが回りくどい。「その限りではない」とかに変えてはどうか

○基本的な町民参加についての条文だが、書いてあっても、できないかなというものもある。

当時(10年前)は町の人たちに一生懸命関わってもらいたい。その意識づけのための条例、解説だったと思う

第7条の解説について

○〈町民が主体の自治〉(1行目)の“自治”は、町民だけでなく、行政と議会と一緒にあって、自治なのかなと思う

・“町民参加の機会の確保”のための文章になっている。今は「協働の取り組みや対話などが進んできている」というように変えたい

○〈町民が主体の自治〉(1行目)というフレーズ自体は、確かに古いなという感じはする

- 〈町民参加を求めないことができるものとしています。〉（3行目～4行目）は変えたい
・解説書の中で、文章の順番を変えてはどうか →（1）～（5）の後にもっていく



条文はそのまま、解説だけ今の時代に合わせ修正したい

第8条の解説について

特に意見等なし

☆第9章 連携及び交流

第35条（国、北海道及び他の市町村との連携）について

事務局

何か加えて修正したり削ったりということはないと思う。

役所自体はどこも人が減って採用の確保が難しくなっている。むしろ連携していくことを強化しなければならない内容だろうなと思っている。

第35条の解説について

- 〈斎場〉（5行目）はもうできている。病院の連携はできないか？

例えば 〈ごみ処理問題やし尿処理、斎場のほか〉（5行目）に『病院』を加えるのは？

⇒ 事務局：『病院』については医師の関係もあり、ここで『病院』も含めて、『病院の連携』と出すと、それはそれでいろいろな意味のハレーションがあるかもしれない。

10年前に比べると、自治体職員の体制や確保という観点から、進めていかないといけなところだと思うので、今の時代に合った書きぶりともう少し町民がわかりやすい書きぶりを事務局でも検討する。

- ・周辺の市町村に住んだことがある方が、医療に関しては、中標津の病院におんぶにだっこの状態だと言っていた。

自分たちの町の病院では賄いきれないから、中標津の病院に通院している。

⇒ 事務局：町立病院の患者は、入院も外来も6割が中標津町民で、4割が町外からの患者である。

- 何でも解説に入れればいいという考えではないのはわかっているが、乱開発の問題や猟友会（熊）の問題など深刻である

それを、国に求めていくような、そういう足並みを揃えるようなことは、この中でできるものなのか

本間会長

今、総合計画の後期基本計画の審議会で話し合いをしているので、計画にはっきり書いてもらったほうがいいかもしれない。

⇒ 本間会長から総合計画の審議会に意見を提出してもらう

事務局

ごみ処理問題やし尿処理という一連の中で、個別の課題も含めて「第35条第1項 国及び北海道と相互に連携を図り、適切な措置を講じるよう提案します。」という条文で、いろいろな意味で個別の課題を上求めていくというのは読み取れるのかなと思う。

第 36 条（国内外との交流）と第 36 条の解説について

○解説が一文で文章として長い

本間会長

総合計画の審議会の内容と連動している。

そことうまく連動したら、しっかり現場の感覚が反映されると思う。

この条例のみ見直すのではなく、総合計画の検討内容の話を聞き、計画を見ながら進めていった方がいいのではないか。

東田ファシリテーター

総合計画はいつごろできてくるのか。

⇒ 事務局：12月にはできる予定。

総合計画は他の部分にも関係してくるか。

第9章の「外国人」以外に、「町内会」や「子ども」など読み取れて、解説を修正する等総合計画と連動できそうな内容はありますか？

⇒ 事務局：あるのではないか。

12月にできる総合計画の後期計画案を見せてもらい、どこまで反映できるかわからないが、参考として確認するということはできそう。

○解説の〈交流によって得られる経験・知識・技術を活かし〉（2行目）の中に「文化」を入れてはどうか

○解説の〈自治を取り巻く多くの課題を解決するため〉（1行目）は、すごくざっくりとした表現になっている。ただ、あまり細かい内容は書けないのかなと思う

・もう少し外国人、国内外との交流のことを書いてもいい。見えている課題ぐらいいは書いてもよさそうな気がする

○この解説では、外国人が住んでいるからどうかという意味ではなく、“あの国に行ったらこんなことをやっていて、良いことだから取り入れよう”とかという、その経験・知識・技術という意味で書いている

○今は実際に多くの外国人の方がいて、その人たちとの「交流」の先に「学び」というのが続いている

先ほど出た「文化」は重要だと思う。その人たちの文化を尊重し、町民と一緒に高め合っていけるような、何かそういうのがあるといい

○条文自体も変えていたほうがいいかも？

・第2項として、現在の対応を取り入れた方がいいかもしれない

東田ファシリテーター

今年札幌市は多文化共生の条例が制定されて、いろんな意味で注目されている。そういうのを学び直して、第2項として書けることがあるかもしれない。

10年前は本当に交流だけしかイメージがなく、今は暮らす人がいて住む人がいるというように変化している。

※多文化共生の条例 ⇒ 札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例



第2項を追加し、深く現行に適したものを入れたい

(3) 次回の勉強会について

東田ファシリテーター

絶対11月では終わらないのであと2回、9月と11月、1月も入れて勉強しないと終わらないと思うので、予定を組み直す必要がある。

議会の人たちとのヒアリングもしたいので第5章を早めに勉強したい。



宿題については、東田ファシリテーターが次回までに組み直し連絡する

(4) 今後のヒアリング先について

《8/25(月) 15:40~中標津高校生徒会》

事務局

中標津高校が夏休みに入る前に日程調整をしたかったため、委員の皆さんにはメールでの確認になってしまい申し訳なかったが、生徒会が対応できる日程を優先して8/25に決めさせてもらった。

東田ファシリテーター

質問内容を考えてきてほしい。



委員

昨年実施したリーダー研修会と内容が同じにならないか？

東田ファシリテーター

昨年のリーダー研修会は「自治の広報やPRをどうしたらいいか」をメインに話をした。生徒会側は斬新なアイデアを出してくれた。

今回は、来年度の答申に向けての話を聞きに行くので、「自治基本条例」の内容に沿ったものになるかと。

各委員からの意見

- ・昨年の生徒会とメンバーは違うので、同じ話にならないような気はする。
- ・今年の生徒会は、N高祭で打ち上げる花火の費用をクラウドファンディングで集めた。
- ・昨年のリーダー研修会の時に、生徒会も担い手不足だと話をしていた。

《その他のヒアリング先について》

○次の候補先予定について（自治推進会議2025年度スケジュール(R6年度第6回資料)より)

10月：全町連

12月：N-CAN

1月または2月：議員

《10月の全町連との意見交換に向けて》

東田ファシリテーター

先月の睦町内会との対話の場を終えて、町内会のことについて、条文の改正や解説の修正など、本当に何か対策をした方がいいんだろうなと思うが、何ができるのかはまだわからない。

札幌市は、詳しいことを細かく書いてある内容ではないが、『町内会条例』を制定した。

存続できずに解散してしまう町内会も札幌市の場合はあるが、今後“パートナーシップ除雪”がなくなるので、また変わっていくと思うが、その前に対策として、『町内会条例』というものを札幌市が制定した。

市民活動促進担当課の中に、町内会の担当係もできた。

災害の時など町内会はベースになる組織だから大事だという認識が強くなっているので、少しずつ変わっていくような気はする。

※町内会条例 ⇒ 札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例

本間会長

中標津町は、町内会のことには条例の中では協働推進とかと一緒に条文に書かれているが、実際の担当は町民生活部なので、そのズレというか、担当が違うのが気になっている。

委員

札幌の条例は、強制的なものは何もない？

東田ファシリテーター

強制力はない。

そうは言っても“高校生の町内会長”が誕生した。

拘束力とか強制力はないが、PRすることで、住んでいるエリアの学生など、長く住んでいるからと、関わる人たちが増えてきていて、ちょっと変わってきたなという感じはする。

町内会活動の手引きができて、加入促進の取組など手引きの中にいろんなひな形があり、コピーして記入すればすぐ使えるようになっている。NPO業界に携わる身としてはうらましいなと思うぐらい丁寧な手引きができた。

札幌市の手引きを見て、いろんな人たち、子どもたちや学生さんなどが活動したいとか。

NPOよりも敷居が低いような気がする。

委員

そういうヒントを対話の場でたくさんいただけたら。

(5) その他

《第3回の会議日程》

9月30日(火) 13:15～ 役場 301 会議室

《その他委員から》

東田ファシリテーター

鳴海委員が都合により途中退席されたので、私から伝えさせてもらう。

以下、鳴海委員からの伝言

運動公園(ホッケー場の前)に、今は存在しない団体の看板がある。

ボロボロになってきているのでどうにかした方がいいのではないかと話があり、そこで町民憲章とか載せたらどうかと話が出た。

昨年 of N 高生とのリーダー研修会の際に、「看板を作ったら？」という意見があり、良い案だと思っていた。

今は存在しない団体の看板だから使わせてもらえるのでないか。

ただ、看板の塗装等修繕する費用はないので、そこは行政で対応できないか。

事務局

担当課に確認してみる。

4 閉会



(1) 対話の場づくりの振り返りと確認について

- ・意見交換の進行については、今のままでよい
- ・今回の意見交換では、条例改正に通じるまでの課題は特になし
- ・留学生以外の外国人や受け入れている事業者の視点も必要では

(2) 本日の勉強会～条文 & 解説書の勉強と意見交換

- ・第2章第7条・第8条、第9章

(3) 次回の勉強会について

- ・東田ファシリテーターが予定を組み直し、連絡する

(4) 今後のヒアリング先について

- ・次回 8月25日(月)15:40～中標津高校生徒会

⇒ 質問を考えること！

- ・次々回以降の予定

10月:全町連、12月:N-CAN、1月または2月:議員

(5) その他

- ・第3回会議：9月30日(火)13:15～ 301会議室
- ・看板について ⇒ 事務局確認